

参 考 资 料

計画の策定経過

令和元年

- 7月23日 **第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画の策定体制について
(2) 国土強靱化地域計画の概要について
(3) 今後のスケジュール（案）について
- 10月15日 **第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議幹事会**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画の策定体制について
(2) 徳島市国土強靱化地域計画の概要について
(3) 策定スケジュールについて
(4) 各部局への施策調査依頼について
- 11月18日 **第2回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議の開催について
(2) 徳島市国土強靱化地域計画の策定スケジュールの変更について
- 11月20日 **第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定市民会議**
○委員へ委嘱状を交付
(1) 国土強靱化の解説
(2) 地域計画策定の進め方
(3) 徳島県地域計画の状況
(4) 次回以降の課題
- 11月25日 **防災対策特別委員会報告**
- 12月13日 **令和元年第5回定例会 建設委員会報告**

令和2年

- 1月10日 **第2回 徳島市国土強靱化地域計画 策定市民会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画案について
- 2月10日 **第3回 徳島市国土強靱化地域計画 策定市民会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画案について
- 2月13日 **第3回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画案について
(2) 今後のスケジュールについて
- (予定)
- 2月下旬 **防災対策特別委員会及び建設委員会報告**
- 4月 **計画公表**

徳島市国土強靱化地域計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき、大規模自然災害等に対する必要な事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を推進するための徳島市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を円滑に行うため、徳島市国土強靱化地域計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本法に基づく地域計画の策定に関すること。
- (2) 地域計画に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、第一副市長及び第二副市長をもってあてる。
- 4 委員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理局長、消防局長、水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもってあてる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を委員に指定することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、策定会議を総理し、策定会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、あらかじめ会長が指名する副会長にその職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 地域計画を策定するにあたり、調査又は審議する事項について必要があると認めるときは、策定会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、土木部長の職にある者をもってあて、副幹事長は危機管理局長の職にある者をもってあてる。
- 4 幹事は、企画政策局次長、行政管理総室長、総務部副部長、財政部副部長、税務事務所長、市民環境部副部長、保健福祉部副部長、福祉事務所長、経済部副部長、都市整備部副部長、土木部副部長、危機管理局次長、消防局次長、会計管理者、教育次長、水道局次長、交通局次長及び病院局次長の職にある者のうちから会長が指名する。

- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 7 専門的な事項についての調査及び検討を行うため、幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、土木部土木政策課（主）及び危機管理局危機管理課（従）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

徳島市国土強靱化地域計画策定会議名簿

	所属・職名	氏名
会 長	市長	遠 藤 彰 良
副 会 長	第一副市長兼企画政策局長事務取扱	平 山 元
	第二副市長	松 本 泰 典
委 員	総務部長兼理事	都 築 伸 也
	財政部長兼理事	成 谷 雅 弘
	市民環境部長	黒 川 義
	理事	尾 崎 覚
	保健福祉部長	久 保 英 夫
	理事兼子ども・子育て推進総室長	大 西 範 雄
	経済部長	林 博 信
	理事兼経済部副部長	須 藤 浩 三
	都市整備部長兼理事	旭 仁 史
	土木部長	石 川 稔 彦
	危機管理局長	宮 内 正 彦
	消防局長	小 池 和 成
	水道局長	山 口 啓 三
	交通局長	大 西 孝 佳
	病院局長	久次米 浩 文
教育長	石 井 博	

[会長・副会長・委員 計 19名]

徳島市国土強靱化地域計画策定会議幹事会名簿

	所属・職名	氏名
幹事長	土木部長	石川 稔彦
副幹事長	危機管理局長	宮内 正彦
幹事	企画政策局次長	橋本 由加里
	行政管理総室長	西山 浩市
	総務部副部長	鈴田 善美
	財政部副部長	井内 康夫
	税務事務所長	川原 正樹
	市民環境部副部長	大澤 昇司
	市民環境部副部長	藤井 速資
	保健福祉部副部長	高島 誠一
	福祉事務所長	鈴江 正
	経済部副部長	坂本 亨
	都市整備部副部長	有本 正博
	都市整備部副部長	藤田 稔夫
	土木部副部長	弘田 昌紀
	土木部副部長	北岡 武
	危機管理局次長	中野 和宏
	消防局次長	亀井 香
	消防局次長	平井 勝
	会計管理者	清部 敢司
	教育次長	井上 圭三
	教育次長	山尾 士朗
水道局次長	辻 裕之	
交通局次長	松平 芳典	
病院局次長	森 久寿	

[幹事長・副幹事長・幹事 計 25名]

徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画(以下「計画」という。)の策定に関し専門的知見から検討するため、徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、徳島市国土強靱化地域計画の策定及び国土強靱化に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定の完了日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、土木部土木政策課(主)及び危機管理局危機管理課(従)において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	役職	氏 名	備考
津田新浜地区自主防災会連絡協議会	女性部会長	浅 樋 文 子	
一般社団法人 徳島市医師会	常任理事	上 山 裕 二	
公募委員		大 宮 佐 知 子	
徳島県警察 徳島中央警察署	署長	檜 山 憲 法	
西日本電信電話株式会社 徳島支店	支店長	佐 々 木 保 彰	
徳島市消防団	団長	佐 野 孝 夫	副会長
四国旅客鉄道株式会社 安全推進室	副室長	高 木 和 彦	
徳島大学 総合科学部	准教授	田 口 太 郎	
四国電力株式会社 送配電カンパニー 徳島支社	総務部長	堤 徳 久	
公募委員		内 藤 佐 和 子	
四国ガス株式会社 徳島支店	支店長	中 川 隆 史	
徳島大学 環境防災研究センター	教授	中 野 晋	会 長
社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長	板 東 恵 子	
一般社団法人 徳島市歯科医師会	副会長	坂 東 光 美	
西日本高速道路株式会社 四国支社 徳島高速道路事務所	所長	平 松 寛 之	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	事務所長	宮 藤 秀 之	

※50音順

徳島市国土強靱化地域計画推進会議(仮称) 設置要綱(案)

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき策定した徳島市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の推進体制を構築し、進捗管理及び見直し等の事務を円滑に行うため、徳島市国土強靱化地域計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の推進に関すること。
- (2) 地域計画の進捗管理及び内容の見直し等に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、第一副市長及び第二副市長をもってあてる。
- 4 委員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理局長、消防局長、水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもってあてる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を委員に指定することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を総理し、推進会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、あらかじめ会長が指名する副会長にその職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 策定した地域計画に関し、進捗管理、調査又は審議する事項について必要があると認めるときは、推進会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、土木部長の職にある者をもってあて、副幹事長は危機管理局長の職にある者をもってあてる。
- 4 幹事は、企画政策局次長、行政管理総室長、総務部副部長、財政部副部長、税務事務所長、市民環境部副部長、保健福祉部副部長、福祉事務所長、経済部副部長、都市整備部副部長、土木部副部長、危機管理局次長、消防局次長、会計管理者、教育次長、水道局次長、交通局次長及び病

院局次長の職にある者のうちから会長が指名する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

7 専門的な事項についての調査及び検討を行うため、幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、土木部土木政策課（主）及び危機管理局危機管理課（従）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議(仮称)設置要綱(案)

(設置)

第1条 国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条の規定に基づき策定した徳島市国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の推進に関し、専門的知見や市民の意見を反映させるため、徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が地域計画に関して指定する事項に対し、専門的知見又は幅広い視点から検討し意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 市民会議の委員は、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、土木部土木政策課(主)及び危機管理局危機管理課(従)において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。